

(映像データの保存と削除)

第8条 撮影された映像データは、記憶媒体に保存する。

- 2 前項の規定に関わらず、市民広聴への対応又は交通事故若しくは交通違反の検証その他設置者若しくは管理責任者が必要と認めた映像データは、庁内情報ネットワークのネットワークサーバー及び専用の外付けハードディスクに保存することができる。
- 3 ドライブレコーダーに搭載していない映像が記録された記憶媒体は、事務室内の保管庫内に施錠して保管しなければならない。
- 4 映像を保存した外付けハードディスクは、事務室内の保管庫内に施錠して保管しなければならない。
- 5 記憶媒体に保存された映像データは、ドライブレコーダー等で上書き削除する。ただし、ドライブレコーダー等に搭載しない記憶媒体内の映像データ、ネットワークサーバー及び専用の外付けハードディスクに保存された映像データは、設置者又は管理責任者が削除する。
- 6 本市職員でない者が参加する研修等において保存された映像データを使用する場合は、識別可能な個人情報を識別不可能な状態に加工のうえ、使用しなければならない。

(映像の利用)

第9条 設置者及び管理責任者は、市民広聴対応、交通事故防止対策、交通事故にかかる渉外対応及び設置者がごみ収集輸送事業又は職員に関する事項において必要と認める範囲を超えて映像データを利用してはならない。

(映像の外部提供)

第10条 ドライブレコーダー等に映り込んだ識別可能な第三者の個人情報を外部に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
 - (5) 外部提供することに相当の理由があると認められる場合において、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
- 2 映像の外部提供は、事業管理課の管理責任者が行うものとする。
 - 3 事業管理課の管理責任者は、映像の外部提供を行った場合、その理由、期日、提供を行った相手方の名称、提供データの内容等を記録する。

(守秘義務)

第11条 映像を閲覧した者は、閲覧によって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(苦情等の処理)

第12条 設置者又は管理責任者は、ドライブレコーダー等の設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

(附則)

この改正規程は、平成 25 年 8 月 9 日から施行する。

(附則)

この改正規程は、平成 26 年 3 月 3 日から施行する。

(附則)

この改正規程は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

(附則)

この改正規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(附則)

この改正規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表

環境事業センター	所在地	管理責任者
東北環境事業センター	大阪市東淀川区上新庄 1-2-20	所長
城北環境事業センター	大阪市鶴見区焼野 2-11-1	所長
西北環境事業センター	大阪市西淀川区大和田 2-5-66	所長
中部環境事業センター	大阪市東住吉区杭全 1-6-28	所長
中部環境事業センター出張所	大阪市浪速区塩草 2-1-1	所長
西部環境事業センター	大阪市大正区小林西 1-20-29	所長
東部環境事業センター	大阪市生野区巽中 1-1-4	所長
西南環境事業センター	大阪市住之江区泉 1-1-111	所長
南部環境事業センター	大阪市西成区南津守 5-5-26	所長
東南環境事業センター	大阪市平野区瓜破南 1-3-40	所長